

毎週火、金曜日発行(但休日に行わぬ日(休日は翌日))
昭和四年四月十五日(三)種郵便

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県年金恩給支払規則

規 則

鳥取県年金恩給支払規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県年金恩給支払規則

(この規則の趣旨)

第一条 県内の指定金融機関から恩給の支払を受ける者
に対する恩給の支払手続については、別に定めるも
のを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において「恩給」とは、恩給法(大正
十二年法律第四十八号)第二条第二項及び鳥取県吏員
等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十
二月鳥取県令第五十五号)第二条第二項に規定する年
金である恩給をいう。

(恩給の支払)

第三条 出納長は、指定金融機関をして恩給を支払させ
ようとするときは、所属の指定金融機関を受取人とす
る小切手を振出し、恩給支払要求書(様式第一号)を
添え、これを所属の指定金融機関に交付しなければならない。
2 所属の指定金融機関は、前項の小切手の交付を受け
たときは、小切手領収書を出納長に送付するととも
に、その金額を歳出金の口座から払い出し、支出振替
金の口座に入入れの整理をしなければならない。
3 所属の指定金融機関は、他の指定金融機関を支払場
所に指定した、恩給支払要求書を受けたときは、その

様式第2号 (B例5号)

送金振替案内書

恩給日 年 月 日
小切手第 年度歳出 会計 年 月 渡

支店 御中

銀行 支店 團

下記の金額を恩給証書と照合のうえ支払ってください。

番号	証書記号番号	受給者氏名	支払額	所引得法	親額	差引払	現金額	現金支払年月日	備考

様式第3号

恩給領収証書

小切手番号	第 号	第 号
恩給支払要求書	第 号	第 号
支払銀行名	銀行	支店
〒		
証書記号番号	第 号	第 号
受給期日	年 月 日	渡
上記の金額を受取りました。		
受領年月日	年 月 日	日
受取人	住所	氏名印
銀行 支店 御中		

(裏面)

収入紙印	委任状	に委任
表面の金額受取を		
年 月 日	住所	氏名
しました。		
記載上の注意		
1 金額欄は、算用数字により記入すること。		
2 本書に捺す印章は、印かん用のもと同じであること。		
3 金額の受領を他人に委任するときは、本書の委任状欄にその手続きをするか又は委任状を添付すること。		
4 受領代理人であるときは、受取人の氏名印欄の上部に恩給受給者名及び代理人であることをの肩書を記入すること。親権者後見人等法定代理人の場合も同じ。		

様式第4号

恩 給 未 払 通 知 書
鳥取県出納長 殿
年 月 日

銀行 支店 図

小切手番号	図給支払 要求書番号	記号番号	未払者氏名	未払金額	未払の理由	備 考

様式第5号

恩 給 受 給 者 失 権 通 知 書

記号番号	氏 名	支払銀行名	失権年月日	失権理由	返納(借給)金額	返納金に ついての 特約事項	備 考

上記のとおり受給者が失権しましたので通知します。なお、恩給台帳を返送してください。

年 月 日

鳥取県知事

印

鳥取県出納長 殿

様式第6号

恩 給 受 給 者 住 所 (受 給 銀 行) 変 更 通 知 書

記号番号	氏 名	支払銀行名	変更後の住所	変更後の支払銀行名

上記のとおり受給者より変更をした旨の届出がありましたから通知します。

年 月 日

鳥取県知事

印

鳥取県出納長 殿

様式第7号

恩 給 の 担 保 権 設 定 (消 滅) 通 知 書

記号番号	氏 名	設定年月日	設定前の 支払銀行名	記号番号	氏 名	消滅年月日	消滅後の 支払銀行名

上記のとおり恩給の担保権が設定(消滅)されましたから通知します。

年 月 日

鳥取県知事

印

鳥取県出納長 殿

